

様式第5号（第5条関係）

審査結果報告書

令和8年1月16日

ふじみ野市議会議長  
加藤 恵 一 様

ふじみ野市議会政治倫理審査会  
会長 川 畑 京 子

令和7年11月28日に付託のあった審査事案について、審査が終了したので、ふじみ野市議会議員政治倫理条例第7条第3項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 事案の適否又は存否

(1) 調査請求の対象となる議員の氏名

坪 田 敏 孝 議員

(2) 審査結果

請求内容① 「6月のチラシをアップ」がタイトルの記事内において、チラシが掲載されており、当該チラシの中の回答要旨として『「宅地並み」で計算。』とあります。しかし、6月定例会の議事録には『「宅地並み」で計算。』という答弁（回答）がありません。事実と異なるのではないのでしょうか。は、ふじみ野市議会議員政治倫理条例第3条第1項第6号に対し、違反が認められる結果に至る。

請求内容② 「議会が開会。議案3件を上程」がタイトルの記事内において、ふじみ野市議会基本条例の検証に関し、「議会基本条例の検証を全く行わず」との記載（小見出し）がありました（令和7年10月16日以降に訂正しているようです）。事実と異なる情報発信をされていたのではないのでしょうか。は、ふじみ野市議会議員政治倫理条例第3条第1項第6号に対し、違反が認められる結果に至る。

請求内容③ 「議会が開会。議案3件を上程」がタイトルの記事内の訂正記事において、『「全議員による検証が行われず」という趣旨でした。前回の検証では、検証者は5名（全21名）でした。』とありますが、令和5年12月15日の全員協議会で、病欠議員を除く全議員で検証を行っています。事実と異なるのではないのでしょうか。については、ふじみ野市議会議員政治倫理条例第3条第1項第6号に対し、違反が認められる結果に至る。

請求内容④ 「公文書条例は一人のみ質問で継続審議に？（ほとんど議論なし）」がタイトルの記事内において、「他の委員（加藤恵一議員、鈴木宏樹議員、前田宏子議員、田中早苗議員、鈴木美恵議員）からは質問なく」とありました（令和7年10月16日以降に訂正しているようです。）前田議員は、総務・教育常任委員会の委員ではありません。事実と異なる情報発信をされていたのではないのでしょうか。は、ふじみ野市議会議員政治倫理条例第3条第1項第6号に対し、違反が認められる結果に至る。

請求内容⑤ 「民部佳代議員の休憩要求で質疑が中断」がタイトルの記事内において、「青藍会の山田議員、公明党の川畑議員、民部議員などが議長室に入りましたが、何をしているのかはさっぱりわかりません。」と記載されていましたが（令和7年10月16日以降に訂正しているようです）。しかし、山田敏夫議員、川畑京子議員、民部佳代議員が議長室で一堂に会したことはなく、民部佳代議員においては、議長室に入っていないと証言しています。事実と異なる情報発信をされていたのではないのでしょうか。は、ふじみ野市議会議員政治倫理条例第3条第1項第6号に対し、違反が認められる結果に至る。

## 2 理由

請求内容①から⑤までの理由については以下のとおりである。

- (1) 議員として情報発信をする場合は、正確な情報を発信するため内容を慎重に確認すべきであるが、本事案は確認するという注意義務を怠って、情報を発信しており、そのことは本人も認めているところである。これは重大な過失である。なお、本人が誤りを認め一部

訂正を行ったことは一定程度評価できる。

- (2) 対象となる議員の情報発信は、誤った（事実に基づかない）情報発信が多々あり、過失を重ねている。
- (3) （議員の発言、情報発信は、内容による受けて側や相手側への影響の大きさ、状況の変化などを考慮するとともに、）特にSNSなどによる情報発信は一方的な情報発信となるため、より高度な注意義務が生じるが、それを怠り事実に基づかない情報を発信し、それが継続的に公開され市民に誤解を与えかねない状態が続いた事は、過失であったとしても責任は重大である。
- (4) 議員という立場は、執行部や他の議員に確認を行うなど、正確な情報を得られる立場にある。本件事案においては、正確な情報を得るため十分な行動をとったと認められず、本人の過失に該当する。

### 3 事案に対する必要な措置

#### 【委員からの意見】

- ・ 条例に措置に関する規定がないのだから措置を決定するべきではない。
- ・ 対象議員となる坪田議員に対し、謝罪の場を設ける。
- ・ 対象議員となる坪田議員に対し、厳重注意を行う。
- ・ 対象議員となる坪田議員に対し、ハラスメントになるような情報発信を控え、再発防止を徹底するように求める。
- ・ 本審査会は、審査することが目的であり勧告などできない。
- ・ 本審査会の審査は、条例規定のとおり適否、存否の判断をすることである。
- ・ 対象となる坪田議員には反省を求める。